

杉並区認可地縁団体の印鑑の登録及び証明事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第99号

杉並区認可地縁団体の印鑑の登録及び証明事務に関する規則の一部を改正する規則

杉並区認可地縁団体の印鑑の登録及び証明事務に関する規則（平成5年杉並区規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「施行規則」という。）第21条第2項に基づき作成された」を「省令」という。）第18条の3第1項の規定により作成した」に改める。

第15条中「施行規則第19条第1項第1号ト」を「省令第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。